

令和4年度
第3回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和4年6月10日開会

高松市農業委員会

令和4年度第3回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和4年6月10日（金）午後2時30分開会

開催場所 高松市防災合同庁舎5階501, 502 会議室

出席委員 20人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 7番 瀧本 繁樹
- 8番 森口 憲司
- 9番 三好 義光（会長職務代理者第2）
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 佃 光廣
- 14番 冨本 正樹（会長職務代理者第1）
- 16番 藤澤 鶴夫
- 17番 河野 光明
- 18番 原田 和幸
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 24番 古川 浩平

欠席委員 3人

- 2番 真鍋 俊二
- 15番 河田 薫
- 23番 神内 茂樹

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課 長 山上 浩平
- 農政課 長補佐 森 亮介
- 農地係 長 藤澤 英宣
- 農政管理係 長 浮田 政宏
- 主 査 田山 元太
- 主 事 溝渕 勝久
- 主任主事 佐藤 雅彦

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
- 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第10号 非農地証明願について
- 議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第12号 みどり豊かであるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による
開発計画に対する意見について
- 議案第13号 地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目認定について
- 議案第14号 農用地利用配分計画（案）について
- 議案第15号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令
和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について
- 報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(会長) ただ今から令和4年度第3回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の出席委員は23人中20人で、定例総会は成立しております。
欠席委員は、真鍋 俊二委員、河田委員、神内委員の3名です。
それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は8番森口委員及び14番富本委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

1番は、賃借人に小作地を贈与するため、その前段として残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。所有権移転の内容については、3条許可申請所有権3番のとおりです。

2番及び3番は、賃借人が自ら耕作するため、香川県農地機構を介した農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

4番は、賃借人が労力不足のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

5番は、賃借人が労力不足のため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

議案書2ページをご覧ください。

1番は、貸人の事情により返還を受けたものです。

2番は、借人の事情により香川県農地機構に返還したものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について5件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について2件御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題と

いたします。

まず、現地調査の概要を、調査委員の冨本委員より報告をお願いいたします。

冨本委員 現地調査委員の冨本です。

今回の特別現地調査委員は、森口委員と私の2名で、本日午前中に現地調査を実施しました。内容につきまして、森口委員から報告申しあげます。

森口委員 現地調査委員の森口です。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

別紙の4条特別議案書をご覧ください。

1番の申請地は、高松市立国分寺南部小学校南700メートルに在り、発電出力243.8キロワット、パネル1枚の面積約2.17平方メートルを705枚、15基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者は高齢により農地の維持管理ができず、耕作者を探しましたが引受人も見つからず、長年耕作放棄地状態になっていることから、老後の生活の資金、また、環境貢献も考慮して太陽光発電事業を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、令和3年2月17日に再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受け、転用の確実性も認められます。

また、県の「太陽光発電施設等に関するガイドライン」に基づき事業計画書の提出、地域住民への説明もなされ、隣接農地関係者についても同意を得ており、転用によって付近の土地へ被害が及ぶ場合は、転用事業者及び当事者間において解決する旨の確約書が提出されており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。5条許可申請使用貸借1番に関連していません。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について1件であります。許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議からの許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題と

いたします。

事務局の説明を求めます。

溝渕主事 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書3ページをご覧ください。

1番は、共同住宅、貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、居住地から離れた場所にある農地で、年齢的に農作業が負担となっており、土地の有効活用を図るため、共同住宅、貸住宅を建築することとしたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、非農家の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、先代が老朽化した住居を建て直す際、手狭だったため増築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成10年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が34.17平方メートルあります。

3番は、道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、通行している農道が狭く、農作業にも支障があることから、その改善のため、所有農地の一部を道路として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、先代が農業用納屋を建築した際、併せて進入路も整備し、以後農業経営を行ってきたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和60年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が488.34平方メートルあります。

5番は、先程御説明した3番と併せて道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、通行している農道が狭く、農作業にも支障があることから、その改善のため、所有農地の一部を道路として申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、農家住宅の二世帯住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、家族が増え車庫が必要となったことと、農機具の保管、農作業用スペースとして、宅地横に車庫兼納屋及び作業場を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成9年ごろに建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が379.04平方メートルあります。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について6件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書4ページをご覧ください。

1番は、令和3年12月15日付けで宅地分譲用地として農地法第5条第1項の規定による許可申請をしていましたが、土地所有者との契約に関する協議を整えることができず、開発を断念するに至ったことに伴い、契約の解除により許可申請の取下願があったものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第4号については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書5ページをご覧ください。

1番は、平成22年10月27日付けで農地へ進入するための道路用地として農地法第5条第1項の規定による転用許可を受けていましたが、この度、申請地を含めて、親族が自己住宅を建築することとなったため、転用計画の変更による許可申請の取消願があったものです。5条許可申請所有権10番に関連しています。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第5号については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書6ページをご覧ください。

1番は、令和3年7月13日付けで、当初、住宅2階建2棟・車庫平屋建1棟の特定建築条件付売買予定地として転用許可を受けておりましたが、昨今の住宅事情により、住宅を2階建てから平屋建2棟に計画変更したため、当初計画より建築面積が増えたことによる許可後の事業計画変更申請をするものです。工事期間の変更はありません。併用宅地が598.45平方メートルあります。

2番は、平成31年4月23日付けで、1棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、近年、住宅の購入需要が減少傾向となってきており、工事完了未了となっていることから、工事完了日を令和7年3月31日まで期間延長するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

3番は、令和3年3月9日付けで、住宅2階建2棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、昨今の住宅事情により、住宅を2階建から平屋建に計画変更したため、当初の計画より建築面積が増えたことと、併せて工事完了日を令和5年6月30日まで期間延長するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

4番は、令和元年9月3日付けで、工場用地として転用許可を受けていましたが、近年、ガルバリウム鋼板の需要が高まり、当初計画よりも製造量を増加させるために製品置場、駐車場が必要になったことによる転用区域の拡張と併せて、工事完了日を令和5年7月31日まで期

間延長するため許可後の事業計画変更申請をするものです。併用宅地が 767.30 平方メートルあります。5条許可申請所有権 16 番と関連しています。

以上、議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について 4 件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第 6 号については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第 6 号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査の概要を冨本委員から報告をお願いいたします。

冨本委員 現地調査委員の冨本です。

今回の特別議案は、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 3 件でございまして、内訳として、所有権が 2 件、使用貸借が 1 件となっています。

うち所有権 1 番につきましては、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきまして、森口委員から報告申しあげます。

森口委員 現地調査委員の森口です。

議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の特別議案の所有権について、説明させていただきます。

別紙の 5 条特別議案書をご覧ください。

1 番の申請地は、高松市立前田小学校北 900 メートルに在り、不動産業を営む転用者が分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道塩江屋島西線に 200 メートルほど近く交通の利便性が良く、学校、公共施設及びスーパー等の商店も 2 キロメートル圏内にある住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2 番の申請地は、高松市立植田小学校北 1.5 キロメートルに在り、セメント卸販売業を営む転用者が、新規事業として屋根加工材(ガルバリウム鋼板)の製造販売を計画し、工場用地として転用許可を得ておりましたが、許可後、外壁材の需要が高まり、製造量の増加を検討した結果、製品置場や駐車場等のスペースが必要となることから、この度、工場の敷地拡張として転用申請を行うものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木綾川線に接しており、交通の利便性が良く、新工場に隣接し事業効率が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止を行う水路を含め併用宅地等が601.27平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。農地法5条第1項による許可後の事業計画変更申請1番に関連しています。

続きまして使用貸借について御説明いたします。

5条特別議案書の下段をご覧ください。

1番の申請地は、4条許可申請1番の北側に隣接し、太陽光発電設備用地の4条許可申請と一体利用として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は304㎡と狭小であり、申請者も高齢により長年に渡り耕作放棄地となっており、今後においても農地として管理することが困難なことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、令和3年2月17日に再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受け、転用の確実性も認められます。

また、県の「太陽光発電施設等に関するガイドライン」に基づき事業計画書の提出、地域住民への説明もなされ、隣接農地関係者についても同意を得ており、転用によって付近の土地へ被害が及ぶ場合は、転用事業者及び当事者間において解決する旨の確約書が提出されており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。4条許可申請1番に関連しています。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権2件、使用貸借1件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、御審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案のうち、まず、所有権移転の案件について御説明申しあげます。

議案書8ページをご覧ください。

1番の転用者は、長期的で安定した収入を確保することから、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が613.91平方メートルあります。

2番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成3年に建築済ですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が200.58平方メートルあります。

3番は、住宅を購入するに当たり、雨水の排水先を確保するための排水路用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が561.98平方メートルあります。

4番の転用者は、土木建築工事業を営む法人で、既存の露天資材置場が山林に囲まれており、道路状況も悪いことから、利便性を図るため、本社からの近隣地で新たな露天資材置場、排水路用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、水路は昭和55年に整備済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、現在借家住まいで、家財道具が増え、子ども生まれる予定であることから、親族所有の農地を譲り受けて非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者と

の調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が236.75平方メートルあります。

議案書9ページをご覧ください。

8番は、土木建築請負業を営む法人で、近年、事業が好調で市内での工事の受注も増え、作業効率を高めるために、新たな露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は東側が県道太田上町志度線に接し、主要地方道中徳三谷高松線に近く、大型車両の往来も容易で利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

10番の転用者は借家住まいで、高齢の母の面倒をみるため、親族が所有する農地を譲り受け、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が公衆用道路に接し、周辺は、教育施設、医療施設が整備され、分譲住宅により宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可の取消願1番に関連しています。

11番は、不動産業を営む法人が共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、主要地方道円座香南線に近く交通の利便性が良く、周辺は、商業施設が整備され、宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当

であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、土木工事業を営む法人が事業拡大により新規事業として、コインランドリーを出店するため、店舗の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が県道高松王越線に、西側が市道に接し、周辺は教育施設及び商業施設が整備され、住宅も多く、また、同種の施設が近隣に無く、来客が十分見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。併用宅地が469.34平方メートルあります。

14番は、現在、借家住まいで、子が成長し住居が手狭となったことから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、境界確認の際、隣接農地の一部を取り込んでいることが判明したことにより、共同住宅の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成6年に造成済ですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が738平方メートルあります。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書11ページをご覧ください。

1番は、調剤及び医薬品等の販売（ドラッグストア）を営む法人が、既存の店舗の老朽化に伴い、店舗及び駐車場敷地を拡張し、店舗建て替えを行うことから、敷地拡張用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が2,811.82平方メートルあります。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

議案書12ページをご覧ください。

1番は、現在、親と同居であるが、家族が増える予定で、現在の住居では手狭なため、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と

農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

2番の転用者は、歯科医師で、市内中心街で賃貸借している診療所が手狭なことから、申請地の近隣で診療所を建築中であるが、事業計画の見直しを行った結果、従業員や患者用の駐車場が不足するため、父所有の農地を借り受けて露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側及び西側が市道に接し、利用及び管理がし易く、また、周辺は同種の診療所が近隣に無く、教育施設及び商業施設が整備され、住宅団地が多くあり、来院客が十分見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、空調設備工事業を営む法人で、近年、事業が順調で新たな資材の保管場所が必要となり、法人の代表者の父所有の農地を借受けて倉庫兼車庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側の進入路を介して市道に接し、県道高松志度線へのアクセスも良く、自宅と隣接し利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が127.25平方メートルあります。

4番は、現在、借家住まいで子の成長に伴い、住居が手狭となっていることから、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番も、現在、借家住まいで子の成長に伴い、住居が手狭となっていることから、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側及び西側が市道に接し、実家からも近く、親の面倒が見られることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権14件、賃借権1件、使用貸借5件、計20件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

佐藤主任主事 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書13ページをご覧ください。

1番は、県外在住の所有者が、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、県外在住の所有者が農業廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は水稻を作付けするものです。

3番は、残存小作地を贈与により小作人が取得するもので、引き続き、水稻を作付けするものです。

18条6項通知1番に関連しています。

4番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は水稻を作付けするものです。

5番は、残存小作地を小作人が取得するもので、引き続き、米、野菜を栽培するものです。下限面積については、同時に3条許可申請使用貸借2番が提出されており、基準は満たしています。

6番も、残存小作地を小作人が取得するもので、引き続き、みかんを栽培するものです。

7番は、所有者の農業廃止により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

8番は、残存小作地を小作人が取得するもので、引き続き、水稻を作付けするものです。

9番は、国外在住の所有者が農業廃止することから、新規営農を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は野菜を栽培するものです。

下限面積については、同時に3条許可申請使用貸借3番が提出されており、基準は満たしています。

議案書14ページをご覧ください。

10番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は米、野菜を栽培するものです。

11番は、後継者に贈与するもので、取得後は米、野菜を栽培するものです。

12番は、隣接した農地の境界を是正するため、該当部分を所有権移転するものです。

13番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後はさつま芋を栽培するものです。

14番は、亡き所有者の遺言により、譲受人が譲り受けるもので、取得後は野菜を栽培するものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申し上げます。

議案書15ページをご覧ください。

1番は、新築する分家住宅の排水管を埋設するため、20年間、使用貸借による権利を設定するものです。

5条許可申請使用貸借2番に関連しています。

2番は、経営規模の拡大を希望する借人が3年間借り受けて水稻を作付けするものです。

下限面積の関係で、3条許可申請所有権5番に関連しています。

3番は、新規営農を希望する借人が3年間借り受けて水稻を作付けするものです。

下限面積の関係で、3条許可申請所有権9番に関連しています。

以上、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請、所有権移転14件、使用貸借による権利の設定3件、計17件について、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第10号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

溝渕主事 議案第10号 非農地証明願について御説明申し上げます。

議案書16ページをご覧ください。

1番は、昭和63年12月から、水路の泥上げ場として、2番は、昭和58年ごろから、農道として、4番は昭和47年ごろから、農道・水路として利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する農地の保全、又は、他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（納屋、農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

3番は、昭和55年ごろから、5番は、平成元年ごろから20年以上にわたり耕作放棄され、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第10号 非農地証明願について5件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第10号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第10号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

佐藤主任主事 議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申し上げます。

議案書17ページをご覧ください。

1番、2番及び3番は、現地調査した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、3件御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については証明することに決定いたしました。

次に、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤主任主事 議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申し上げます。

資料1の2ページをご覧ください。

令和4年4月28日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。これは、3ページのとおり、4月27日付けで日本エネルギーシステム株式会社から香川県知事宛に土地開発行為変更協議書が提出されたことによるもので、開発行為を行う土地の所在は高松市香南町

由佐字池谷2773外8筆です。

4ページに位置図を付しています。

5ページには土地利用計画図を付しています。

1ページをご覧ください。

この度の変更協議は、当初の計画より緩やかな法面勾配にするため、盛土量を増加するとともに、沈砂池の構造を変更するものです。

5月26日に地区担当委員と現地調査を行い、開発区域の下流域には農地が存在することを確認しました。

以上のことを踏まえて、高松市長には、下段のとおり「開発行為を行う場合には、開発区域周辺及び下流域にある農地、農業用施設及び農作物に支障が生じないよう万全の措置を講じること。」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第12号 みどり豊かであうのおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第12号 みどり豊かであうのおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第12号 みどり豊かであうのおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第13号 地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目認定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤主任主事 議案第13号 地籍調査事業に係る一筆地調査後の農地の地目認定について御説明申しあげます。

まず資料の2の1の2ページをご覧ください。

令和4年5月6日付けで高松市長から庵治町での地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目認定について照会がありました。

5月17日に庵治町地区担当委員及び事務局職員と地籍調査室担当職員で現地を確認いたしました。確認結果については3ページ以降の農地変更調書の中にある農業委員会意見欄に案として記載しております。

公簿地目は農地ですが、現況は、公衆用道路・山林・宅地で農地以外の土地となっており、農地変更調書のとおりでありました。

また、今回の照会地について、現況及び利用状況から、庵治町地区担当委員と協議した結果、原状回復命令を発する事案はないと判断されました。

そこで、市長へは、表紙の3 市長への回答(案)のとおり、「農地変更調書のとおり地目認定することに異議ありません。また、農地以外の土地について原状回復命令を発する事案はありません。」と回答しようとするものです。

続きまして、資料2の2の2ページをご覧ください。

表紙の裏面、1ページをご覧ください。

令和4年4月14日付けで高松市長から香川町での地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目認定について照会がありました。

5月19日に香川町地区担当委員及び事務局職員、並びに地籍調査室担当職員で現地を確認いたしました。確認結果については3ページ以降の農地変更調書の中にある農業委員会意見欄に案として記載しております。

1番から最終ページの41番まで公簿地目は農地ですが、耕作はされておらず、現況は公衆用道路が一部で残りは全て山林と、農地以外の土地となっております。

また、今回の照会地について、現況及び利用状況から、香川町地区担当委員と協議した結果、原状回復命令を発する事案はないと判断されました。

そこで、市長へは、表紙の3 市長への回答(案)のとおり、「農地変更調書のとおり地目認定することに異議ありません。また、農地以外の土地について原状回復命令を発する事案はありません。」と資料2の1と同様、回答しようとするものです。

以上、議案第13号 農地の地目認定について2件 御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第13号については、原案のとおり、市長へ回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第13号については、原案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、議案第14号 農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第14号、農用地利用配分計画(案)について御説明申しあげます。

資料3をご覧ください。

本件は、香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付を行っていた農地について、貸付先の変更を行うもので、農用地利用配分計画を作成するにあたって、5月25日付けで高松市長から農業委員会へ意見を求められているものです。なお、香川県の公告予定日は6月30日となっております。

資料の2ページの明細書をご覧ください。

明細書の左半分が農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸付けを行う変更後の耕作者と

設定する権利の内容となっています。貸付の期間は従前の権利設定期間の残り期間となっており、貸付条件も従前のものをそのまま継承するものです。

1番から6番までのいずれの農地も、地域の担い手が農地を集約するための農地交換によるものです。

以上、議案第14号、農用地利用配分計画（案）について、御審議いただきますようお願い申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第14号については異議のない旨回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第14号については異議のない旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第15号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第15号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）、並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について御説明申し上げます。

資料4をご覧ください。

まず令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価から御説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

農業委員会の状況ですが、このページの数値は、一年前の令和3年4月1日現在の農地の面積、農家数、農業委員会の体制です。

資料の2ページをご覧ください。

担い手への農地の利用集積・集約化です。

1、令和3年4月の現状は、農地面積5,760ヘクタールに対し、集積面積が1,482ヘクタールで集積率は25.7パーセントとなっております。

2、令和3年度の目標及び実績ですが、昨年度設定した集積目標1,585.0ヘクタールに対し、集積実績は1,592.3ヘクタールで、年間目標に対する達成率は100.5パーセントでした。

3の目標の達成に向けた「活動計画」と「活動実績」、及び4の「目標に対する評価」と「活動に対する評価」についてはここに記載のとおりです。

資料の3ページをご覧ください。

新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。

1、平成30年度から令和2年度までの3年間の新規参入の状況は表のとおりです。

2、令和3年度の目標及び実績です。3年度中に認定した認定新規就農者11経営体と、その農地面積の合計5.0ヘクタールを実績としており、年度の目標を上回っております。

3の目標の達成に向けた「活動計画」と「活動実績」、及び4の「目標に対する評価」と、「活動に対する評価」についてはここに記載のとおりです。

資料の4ページをご覧ください。

遊休農地に関する措置に関する評価です。

1、令和3年4月の現状は、管内農地面積5,928ヘクタールに対し、遊休農地面積167.5ヘクタール、遊休農地割合が2.8パーセントでした。

2、令和3年度の目標及び実績ですが、3年度に実施しました利用状況調査の結果、解消面積目標の13.6ヘクタールに対し、実績は52.1ヘクタールの減少となり、達成状況は382.8パーセントとなっています。

3の目標の達成に向けた活動の表の、表の下半分が活動実績ですが、利用状況調査は、市・JAの職員を除いた調査員数が149人で、8月から9月にかけて現地調査を行っています。

その後、再生可能な遊休農地に対する意向調査を、1,275筆、94.9ヘクタールに対して実施しています。

4の目標に対する評価、及び活動に対する評価はここに記載のとおりです。

資料の5ページをご覧ください。

違反転用への適正な対応です。

1、現状及び課題は、昨年度挙げた、3年度計画の内容です。

2、令和3年度の実績は、年度内に発見された違反転用は全て年度内に解消されているため年度末時点では0ヘクタールとなっています。

ただし、これだけでは年間どの程度の違反転用が発見されているか不明であるので、3の活動計画、活動実績及び活動に関する評価の中で、二段目の活動実績の一番下に「令和3年度は1.36ヘクタールの違反転用を発見したが、是正指導等により全て年度内に解消した。」と記述しております。

資料の6ページをご覧ください。

農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。

1、農地法第3条に基づく許可事務については、一年間の処理件数が176件で、不許可案件は残っておりません。

2、農地転用に関する事務については、一年間の処理件数が4条と5条の合計で555件となっております。

資料の7ページをご覧ください。

3、農地所有適格法人からの報告への対応については、45の農地所有適格法人から報告が上がってきております。

4、情報の提供等については、582件の賃借料データを調査しています。

農地の権利移動等の状況は、3条、4条、5条許可や利用権設定件数の合計で2,069件でした。

台帳の整備については、対象面積が5,760ヘクタールとなっており、既存の農地台帳については、随時データ更新を行っています。

台帳の公表については、農地情報公開システムで公表となっておりますが、データ更新が大幅に遅れておりますので、早急なデータの最新化が課題となっております。

資料の8ページをご覧ください。

上段の、事務に関する地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容については、今回、ここに記載すべきものは「無し」としております。

下段の、事務の実施状況の公表等ですが、1の総会等の議事録については、ホームページに公開しております。2の農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出数については、県に対してのものと、市に対してのもの2件となっています。3、ただいま説明させていただいておりますこの「活動計画の点検・評価」についてもホームページで公表しています。

ここまでの、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)でございます。

引き続き、令和4年度最適化活動の目標の設定等の(案)について御説明申し上げます。

資料の9ページをご覧ください。

農業委員会の状況は、令和4年4月1日現在の状況でございます。

1、農業委員会の状況は、令和4年4月1日現在の農業委員会の体制と、それぞれの調査に基づく農家・農地等の概要が記載されております。

資料の10ページをご覧ください。

最適化活動の目標です。

まず農地集積の現状及び課題ですが、現状については、管内農地面積、5,650ヘクタールに対し、これまでの集積面積が1,592ヘクタール、集積率は28.2パーセントです。

②の令和4年度の集積面積の目標ですが、昨年度までは、高松市の基本構想（令和10年度までに40パーセント）を目標としてきましたが、令和4年度からは、香川県の農業経営基盤強化基本方針に定めている令和12年度までに集積率67パーセントを目標とすることが求められています。

これを12年度までに達成するためには、均等に割ると、1年あたりの新規集積目標面積が244ヘクタールとなります。

次に（2）の遊休農地の解消についてです。

①現状及び課題は、令和3年度の利用状況調査の結果、1号遊休農地の面積は115ヘクタール、その内、緑区分が100ヘクタール、黄色区分が15ヘクタールでした。

②令和4年度の目標です。

アのa、令和3年度の利用状況調査における緑区分100ヘクタールについては、今回から、これを令和8年度末までの5年間で0パーセントにすることが求められています。

そこで単純に100ヘクタールを5年で割って、令和4年度の解消目標は20ヘクタールとなります。

次にb 黄区分の遊休農地は、農地への再生には基盤整備等が必要とされた農地です。これについては、解消のための工程表を作製することが求められています。

イの新規発生遊休農地の解消ですが、令和3年度に新規発生した緑区分18ヘクタールについては、本年度内に全部解消することが求められています。

資料の11ページをご覧ください。

（3）新規参入の促進の①現状及び課題ですが、令和元年度から3年度までの新規参入実績はここに記載のとおりです。

②の目標ですが、この表にあるとおり、平成28年度から平成30年度までの権利移動面積の平均値

238ヘクタールの、10分の1の面積23.8ヘクタールの農地について、令和4年中に「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する」ことを目標とすることが求められています。

2、最適化活動の活動目標、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標です。ここで言う「推進委員等」とは、推進委員だけでなく、推進活動を行う農業委員も含んでいます。

一人当たりの目標日数は、先月活動記録簿についてお願いした際申しあげた、一ヶ月あたり6日を目標としています。

(2) 活動強化月間の設定は、年3回以上の目標設定が求められています。そこで、農業相談会のある8月と1月は、農地集積の強化月間とし、農地の利用状況調査がある9月を遊休農地対策の強化月間とします。

最後に(3) 新規参入相談会への参加目標ですが、目標は年4回としています。これは一人当たりの目標ではなく、農業委員会全体で年4回ということです。

現在、農林水産課が実施する就農相談会がほぼ月一回開催されています。その内、農地の貸借についての相談が見込まれる場合は、これまでも農地機構の集積専門員には案内がありましたが、今年から地区の委員も一緒に参加してもらうようにしたらどうかということで、計画目標としました。

これまで、機構の集積専門員が出席したのが年に3から4回程度と聞いていますので、農業委員会の目標回数も年4回としました。

以上、議案第15号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について、御審議いただきますようお願いいたします。なお、本日御承認をいただいた後、県へ報告すると共に、ホームページで公表いたします。説明は以上でございます。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第15号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第15号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、報告案件に移ります。

農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告を求めます。

藤澤農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。資料5をご覧ください。

期間としましては、令和4年5月7日から6月6日分までであります。

まず、許可件数ですが、4月以前の議決分といたしまして4条が1件、5条が5件、5月議決分といたしまして4条が18件、5条が33件、合計で4条が19件、5条が38件です。

許可保留件数につきましては、4月以前の議決分といたしまして4条が1件、5条が9件、5月議決分といたしまして4条が0件、5条が14件、合計で4条が1件、5条が23件です。

取下につきましては、5条関係の1月分で1件ありました。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

1 ページをご覧ください。

まず、4条関係です。4月議決分、2番が開発許可未了により、現在、許可保留となっております。

2 ページをご覧ください。

5月議決分の許可保留はありません。

3 ページをご覧ください。

5条関係です。1月議決分の所有権14番が、取下となっております。先ほど御説明したとおり、「契約解除」により取り下げられたものです。1月議決分の所有権5番、23番、25番、30番、37番が、開発許可未了により、現在、許可保留となっております。3月議決分の所有権7番が開発許可未了により、所有権13番が開発許可、道路工事承認・直近事業造成工事未了により、16番が開発許可、直近事業造成工事未了により、現在、許可保留となっております。

4 ページをご覧ください。

4月議決分の所有権3番が開発許可未了により、現在、許可保留となっております。

5 ページをご覧ください。

5条関係で、5月議決分の所有権5番、8番、10番、13番、17番、18番が表の右端の欄に記載のある通り、それぞれ開発許可、道路工事承認及び法定外占用許可未了により、許可保留となっております。

6 ページをご覧ください。

同じく5条関係で、5月議決分の20番、23番、25番、26番、29番、30番、32番及び賃借権1番が表の右端の欄に記載のある通り、それぞれ開発許可、道路工事承認及び法定外占用許可未了により、許可保留となっております。

7 ページをご覧ください。

同じく5条関係で、5月議決分の許可保留はありません。

以上で今月の許可状況についての報告を終了します。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。——御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和4年度第3回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時2分 閉会